はやて法律事務所
Hayate 通信
2015.12 Vol.16

はやてインタビュー

今回は、きさだ社会保険労務士事務所代表の木貞哲夫氏にインタビューさせていただきました。

木貞先生には、さが労働法研究会で大変お世話になっております。労働基準監督署での対応を通じた実践的知識などにはいつも助けられていますし、インタビューにあるように、従業員さんとの面談による「良い会社作りのヒント」は注目すべきところです（福島直也）。

■自己紹介

佐賀市で社会保険労務士事務所を開設して5年目になります。社労士は一般的には「人事・労務の専門家」と呼ばれており、主に中小企業の経営者を対象とし、就業規則の作成や、助成金の申請、労働時間や賃金の組立、社会保険・労働保険の手続き、労使のトラブルに関する相談助言などを行っています。現在、事務所の業務と並行して、労働基準監督署の労働相談員、大学の就職相談員、専門学校の講師、高齢者雇用アドバイザー、労働局委託のトラック・バス・タクシー会社の労務コンサルを兼任しています。

■社会保険労務士になった理由

以前は福岡の某地方銀行で、法人・個人の事業性融資の渉外営業を担当し資金繰りや財務改善のサポートを行っていましたが、7年半勤務したのち家庭の事情により退職しました。その際に、有給休暇や退職金、社会保険、雇用保険等の手続きをしていく中で、それらに密接に関わる社労士という業務に興味を持ったことが資格取得への動機でした。資格試験に臨む際には「丁寧に自分らしくお客様に接して『あなたに頼んで良かった』と言ってもらえる代えのきかない社労士になろう」と決意していましたので、資格取得後は迷わず事務所を開設しました。

■最近力を入れていること

開業当初から労基署にて労働相談員という業務に携わっており、その貴重な経験を活かしながら、労働トラブルの解決や労基署対応に力を入れてきました。最近は、労使トラブルの予防や情報収集を兼ねた社員面談、社員の目標意識を高めるために会社のお金の流れを社員にも共有させるための研修、会社の弱みの本質的な原因を考えたり強みを言語化したりするための経営者との面談等に力を入れています。

■業務の魅力、特色など

労働者側だった銀行員時代や労基署での労働相談などの自分の経験を基にお客様と関われるところが一番の魅力であり自分の特色でもあると思っています。例えば、顧問社労士でありながらあくまでも中立的な立場で行う「やる気をやや失った社員との面談」は良い例だと思います。労基署内では労働者から、また高齢者雇用アドバイザーや運送業コンサルでは事業主から数多くの相談を受けていますが、ある時からそれら全てが「労使間の立場の違いから生まれてくるギャップ」というキーワードで繋がっていることに気付きました。そのギャップを埋めていくための第一歩として、顧問先への業務メニューに、それまで実施されていなかった「社員面談」を加えました。実際には、中立的な立場であることを説明することで社員さんは思った以上に多くのことを話してくれます。経営者は自分が予想もしなかったところに社員のやる気を喪失させる原因があることも発見できます。労使間のトラブルの芽を摘み取る効果だけでなく、良い会社作りのヒントも数多く見つけることができています。

■休みの日にしていること

大学時代に合唱部に所属していたこともあり、合唱を趣味として続けていましたが、開業を機にお休みしています。ただ、今年は大学合唱部のOB合同発表会がありますので、その練習にはちょこちょこ参加しております。久々に歌える喜びを噛み締めて発表会のステージに臨みたいと思っている今日この頃です。

木貞 哲夫
Tetsuo Kisada

きさだ
社会保険労務士事務所

佐賀県佐賀市開成5丁目4番26号
TEL:0952-97-8333
FAX:0952-97-8335

いつも全力、すばやく連携、親身になって問題解決。

弁護士法人
はやて法律事務所
Hayate Law office

http://www.hayate-law.jp

佐賀オフィス
〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-5-10
朝日生命佐賀駅前ビル５F
TEL.0952-40-4005 FAX.0952-22-1950
5F Asahiseimeisagaekimae-bldg.1-5-10
Ekimaechuo Saga-City Saga Japan 840-0801

鳥栖オフィス
〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町1246-6
保険第1ビル２F
TEL.0942-87-3167 FAX.0942-85-2754
2F Hoken Daiichi-bldg.1246-6 Moto machi
Tosu-City Saga Japan 841-0051

弁護士等紹介
Attorney Profiles

弁　護　士

福島 直也
Naoya Fukushima

趣 味　山歩き、ゴルフ(特訓中)

△最近の判決から▽
介護サービス費の不正取得を糾す

1 当事務所は、介護保険に関する業務も取り扱っており、市町村などの保険者、事業者側いずれにも関与しています。この介護保険制度、2000年に施行されて以降急速に拡大し、対象者が約564万人、介護費用の予算が9兆円を超えています。予算が増えれば、これを不正に取得する事業者(数は少ないですが)が出てくるのは当然のことでしょう。

2 先日、当事務所が保険者側として獲得した判決がありました。事案ですが、保険者が、ある事業者に対して、介護サービス費の不正取得分の返還を求めたところ、その事業者はいきなり運営会社を解散し、その処分取り消しを求め、保険者を被告として裁判所に提訴したものです。争点は多岐に渡りました。

ざっくりまとめると、手続面では、原則として返還命令と同時にその理由を示さなければならないのですが(行政手続法14条)、保険者がその要請を充たしたといえるかが争点でした。実体面では、当該事業者の一連の行為が、「偽りその他不正の行為」(介護保険法22条3項)に該当するかが争点でした。

3 詳細は省きますが、証拠の認定方法の違いから当該処分の一部は取り消されたものの、上記の各争点では保険者側の主張を認めた判決を得ました。つまり、当該事業者の不正取得が認められました。その意味で正当な判決です。

4 これまでの経験に照らし、介護サービス費の不正取得を発見することは容易ではありません。個人的な感想ですが、全国各地で不正取得が跋扈していると思っています。残念なことは、このような事態から目を背けている保険者がいることです。税金や介護保険料が不正に取得されないように、また、この介護保険制度がこれからも健全に発展するように祈りながら、控訴審に移ったこの訴訟での勝利を目指していきます。

弁　護　士

福島 和代
Kazuyo Fukushima

趣 味　温泉

離婚手続の基本

厚生労働省の統計によれば、平成26年度の離婚件数は22万2000組(前年度から9000件減少)、婚姻件数は64万9000組で、婚姻した3組に1組が離婚しています。離婚に関する知識は、今や必須といえます。そこで今回は、もし離婚するならどうすればいいのか、その法的な手続を説明します。

①協議離婚　夫婦が協議して離婚届を作成、届出することによって成立する離婚です。離婚のおよそ9割を占めます。民法上、離婚の届出を受理されるために決めるべき事項は未成年者の親権のみです。そのため、養育費や金銭給付(財産分与や慰謝料)などの合意がなく、支払われていないケースもあります。

②調停離婚　夫婦間で離婚協議がまとまらない場合は、家庭裁判所で夫婦関係調整調停を行うことができます。夫婦間で離婚の争いになってもいきなり家庭裁判所に離婚訴訟を提起することはできません。夫婦のどちらか一方が調停を申立て、家庭裁判所で再度離婚について話し合いを行うことが求められます(調停前置主義と言います)。しかし、話し合いと言っても、調停委員から夫婦が一方ずつ個別に話を聞かれるので、相手方と直接長時間顔を付き合わせて話をすることはありません。

③裁判離婚　調停が不成立の場合、いよいよ離婚訴訟を提起し、裁判上の離婚を求めることになります。裁判離婚の場合は、基本的に、民法770条1項各号が定める離婚原因として、不貞、悪意の遺棄等、婚姻を継続しがたい重大な事由が必要です。有責配偶者からの離婚請求については、原則認められず、長期間の別居、未成年の子がいない、慰謝料などの給付がなされるなど特段の事情がさらに必要となります。

以上のとおり、夫婦が離婚について合意した場合、日本は、良くも悪くも離婚しやすい国です。離婚を含め、家族法制度には、その国のお国柄が出ます。

例えば、キリスト教の影響が強い国では、夫婦が離婚に合意していても、簡単には離婚できません。これに対し日本では、離婚するかしないかについて争いがある場合、離婚の条件について夫婦に争いがある場合のみ、裁判所で慎重に協議し、調停や裁判によって離婚することとなっています。

弁　護　士

原口 侑
Tasuku Haraguchi

趣 味　ゴルフ

予防法務としての契約書作成

日に日に気温も下がり、冬が近づいてきています。皆さんの中には、この冬、インフルエンザの予防接種を受けられる方もいらっしゃるかもしれません。

ところで、予防接種ならぬ「予防法務」という言葉をご存知でしょうか。予防法務とは、将来において法的な問題や紛争が生じないよう、事前に法的な策を講じることを言います。予防法務も、弁護士の果たすべき役割の一つです。そして、予防法務の基本は、まずは契約書の作成だといえるでしょう。では、契約書は何のために作成するのでしょうか。契約が有効に成立するためには、契約書が必要なのでしょうか。誤解されている方も少なくありませんが、実は、契約書の作成は契約成立の必要条件ではありません。一部の例外を除いて、口頭での約束でも契約は有効に成立しえます。日本の場合、中小企業間の取引でも、契約書が作成されていないというケースはそれほど珍しくはありません。契約書の作成は、契約締結に当たって必須ではないのです。

それでも、契約書を作成すべき理由はどこにあるのでしょうか。その理由は、契約書によって、契約による当事者の権利義務を明確にし、それを証拠化することにあります。典型的な例でいえば、契約の相手方が「そんな契約をした覚えはない。」と契約の存在を争ったとき、契約書が無ければ、契約の存在を裏付ける周辺事実を丁寧に拾い上げ、契約締結の事実及び契約の内容を立証していくほかありません。しかし、これは相当な困難を伴う作業になります。他方、契約書により権利義務が明確にされていれば、契約の存在やその内容をめぐる紛争は、その多くを回避することができます。万が一紛争が顕在化し、訴訟等に発展した場合でも、契約書があれば、契約の存在を立証することはかなり容易になります。さらには、あらかじめ、契約書にこちらに有利な条項を定めていたならば、それに従い、有利な判決を得られる見込みが高くなります。

弁護士の所に来られる相談者の方は、その多くが、紛争が顕在化してから相談に来られますが、予防法務の観点から、より早い段階での相談がお勧めです。その契約、締結する前に、まずは弁護士に相談されてみてはいかがでしょうか。

TOPICS

さが相続後見研究会実施(第4回)
【テーマ】①相続と税務に関する論点
②民事(家族)信託と後見
【場　所】佐賀県弁護士会館
【日　時】平成27年11月10日(火)

さが労働法研究会実施(第6回)
【テーマ】試用期間中の解雇に関する裁判例の分析
【場　所】佐賀県弁護士会館
【日　時】平成27年10月9日(金)

コーリング佐賀シンポ開催
福島和代弁護士が副代表を務めるコーリング佐賀がシンポを開催しました。
【テーマ】わかりやすいDVの問題
【日　時】平成27年8月23日(日)
10時～11時45分
【場　所】佐賀市文化会館大会議室
【共　催】佐賀県弁護士会両性の平等委員会
【後　援】国際ソロプチミスト佐賀・佐賀市・佐賀キワニスクラブ・佐賀県司法書士会・公益社団法人佐賀県社会福祉士会・佐賀県精神保健福祉士協会・グリーンコープ生協さが・佐賀県医療ソーシャルワーカー協会

家族信託講演会への参加
原口侑弁護士が、下記の講演会に相談担当員として参加しました。
【テーマ】相続対策の新しい手法
「家族信託」
【日　時】平成27年8月1日(土)
【主　催】株式会社ミサワホーム佐賀

＜当事務所からのお知らせ＞

●電話無料相談始めました
ちょっと聞いてみたいことがあるという方は、ぜひお電話ください。
詳細はHPを参照ください。

●顧問先従業員向け無料相談を実施しています
「直接」当事務所に申し込む方式に改めて使い易くしました。
対象：顧問先の従業員の方(アルバイト、パートを含みます。)
時間：初回相談無料(従業員1名につき年1回、1社あたり月3回程度まで)
場所：はやて法律事務所(佐賀事務所又は鳥栖事務所)
相談をご希望の方は、所属会社を申告のうえ直接当事務所までお申し込みください。